

平成 27 年度大気環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会  
開催要綱（案）

1. 目的

環境省では、大気汚染防止法に基づき、放射性物質に係る常時監視を行うとともに、その状況を公表している。

本検討会では、大気環境における放射性物質モニタリングの測定結果について、専門的な見地から評価を行う。

2. 組織等

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 検討会の事務局は公益財団法人 日本分析センターに置く。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 会議の公開等

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は、座長の判断により非公開とすることができる。会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課すことができるものとする。
- (2) 検討会における配付資料は、会議終了後原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不利益をもたらすおそれがある資料は「検討会限り」である旨明記し、非公開とすることができる。
- (3) 検討会の議事要旨を作成し、出席者の了解を得るものとする。議事概要は原則として公開とする。ただし、公開することにより、特定の者の不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は、非公開とすることができるものとする。
- (4) その他検討会の運営について必要な事項は座長が定める。